

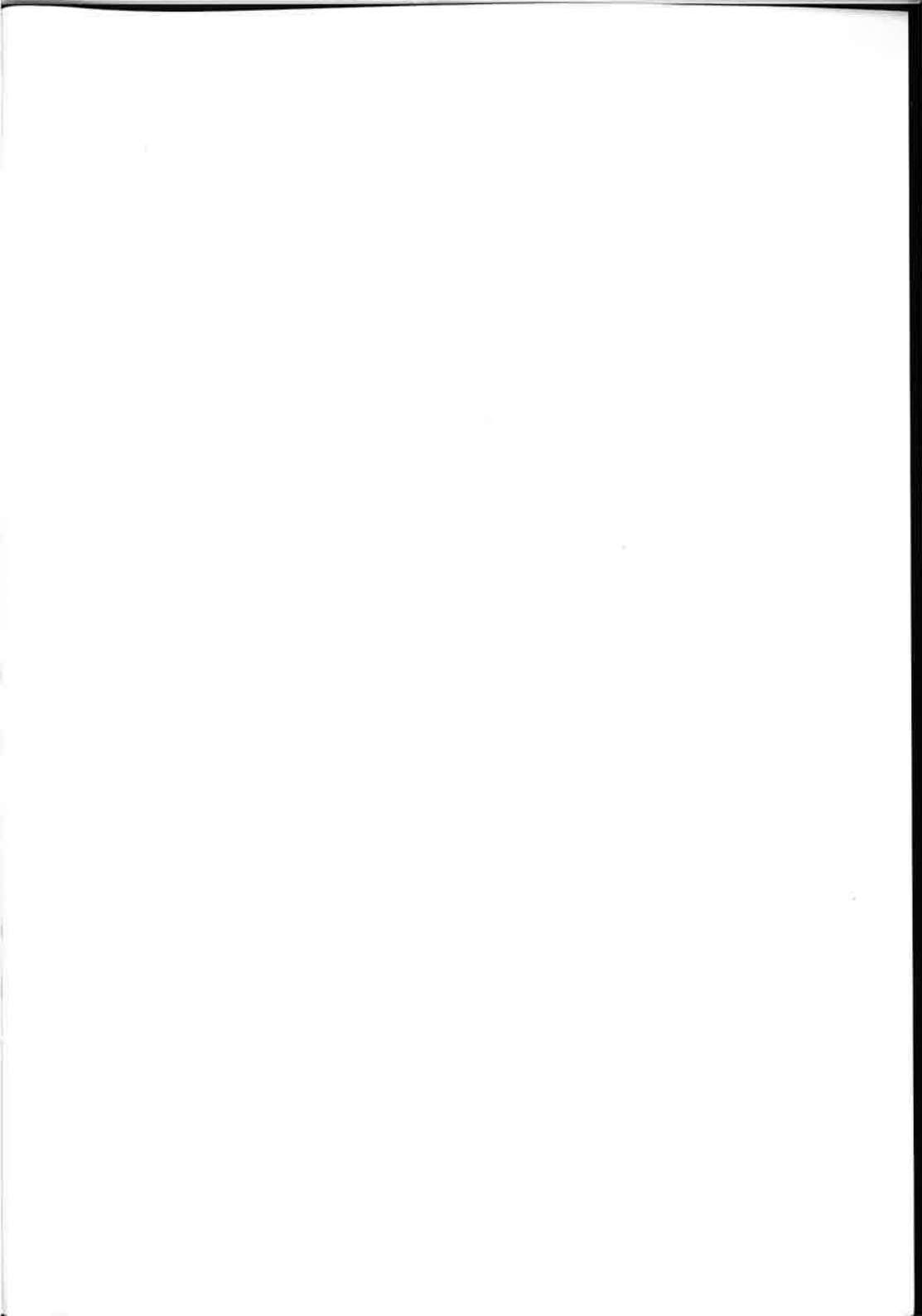
令和四年三月
龍谷教学第五十五号抜刷

金剛鉈で破せられたる三業派の義

森

慶

樹



金剛鉈で破せられたる三業派の義

森 慶 樹

序

三業惑乱に於ける、三業派の義について、今日では若干同情的に理解されている感がある。一般的に、真宗の正義と三業派の義の相違を、〈信樂を中心とするか、欲生を中心とするか〉についての見解の相違とし、〈信樂より欲生を中心とし強調するのが三業義〉程度の理解で、終わっているのではないだろうか。然るに、三業派の欲生帰命の義は、但に〈欲生を強調する〉程度に留まる義ではない。その本質は〈欲生信樂前後各別〉を主張することにある。これは直ちに、三即一の宗義に違反し、且つ自力趣入を主張する異安心である。

本論文では、先ず『横超直道金剛鉈』の記述により、この三業派の義（※以後『三業義』と略述す）を明らかにし、後に『願生帰命弁』の文を以て、これを確認する。

一、従来の理解

従来からの理解として、梅原真隆和上や大原性実和上の所論を窺うと、正義と三業義の相違は、信樂を主とする

か、欲生を主とするか、觀念化か、律法化かにあると云われる。

「今の問題なる三業惑亂は主として信と願との交渉についての見解の相違にもとづくものである、もつと具體的にいへば本願三心のうち、信・樂を中心とするか、欲生を中心とするかについての見解の相違にもとづくものである」

（梅原眞隆和上 『龍谷大學論叢 第二六三號 三業惑亂研究號』「所謂三業惑亂の思想的背景」 四七―四八頁）

「三業惑亂は之を思想的に見れば欲生・願生を中心とする學徒と信・樂を中心とする學徒との論戰である」

（大原性實和上 同 「願生歸命說並に三業歸命說の起源とその傳統」 五五頁）

しかし、正義と三業義の相違をこのように理解した時は、その信樂や欲生の一方を極端に主張せず、中庸をとれば良いという、曖昧な結論になりかねない。大瀛和上が、『横超直道金剛鉤』の大著を以つて批判された三業義は、このような義ではなく、後に述べるように、もつと明瞭に異安心と云うべきものである。

また、両和上には三業派にも、一分理があるような表現が見られる。

「信樂派は觀念化する危殆をはらみ、欲生派は律法化する危殆をはらんでゐる。若夫れ、律法化の危殆のみを顧慮して觀念化の危殆をわすればそれこそ危殆である。批判は公正に純全を期すべきである。……（無

歸命安心の異解者の）^① 信相を廃捨する觀念化を斥けて、信相を明示すべく、願生歸命を辨立したのである」

(梅原和上 同上 四八―四九頁 カッコ筆者)

「(大瀧和上の新義の七失) ……これを要するに欲生歸命三業標相の主張を律・法・化の異端となし自力運心の

徒となすのである、尤もこれらの七失を非難することは欲生派の主張をどれ丈け温切に理解して居るか、その批判がどれ丈け正確であるかはなほ考ふべきであらうが、とにかく信樂派は欲生派の律・法・化を難じたことに論旨の根底のあることは勿論である」(同 五二頁 カッコ筆者)

では、律法化を否定すれば、三業義は受け入れられるのだろうか。

「かゝる點は最も公明に、淨土教學の理論的理性の命ずる所によつて究明し批判すべき余地があるのではなく、欲願の故に自力なり信樂の故に他力なりてふ色盲的論理は學の立場に於ては一切之を排除すべきである ……信を以て眞宗に於ける宗教的經驗の事實(信樂歸命)と許しつゝ、その内容でありかつ淨土教の基礎觀念たるべき願生が如何なる故に宗教的經驗の事實でないと云ふのであらうか」(大原和上 同上 七八頁 カッコママ)

では、三業派の願生(欲生)は、理論的に判断した場合、果たして他力と見て取れる余地のある義なのであらうか。

二、『金剛鉾』に於ける三業義の記述と批判

もし、公正なる批判を望むというのならば、先ず『横超直道金剛鉾』（以下『金剛鉾』と略述）と『願生歸命弁』（以下『歸命弁』と略述）の文を以て、三業義とは如何なる義であるかを明確に知るべきである。

実際に、『金剛鉾』が三業義を難ずるところを見ていくと、その欲生歸命義は、もつと明確に三即一の宗義に違反し、自力趣入を主張する異安心であることが明瞭となる。

○三業義の概観

先ず本論では、『金剛鉾』に於ける三業義の記述を以て、三業義の中心となる義を明確にしていこう。而して、その後にこれらの義が『金剛鉾』の独断や創作ではなく、実際に『歸命弁』に、その義が存することを確認する。最初に『金剛鉾』のなかで、三業義全体をまとめた文として、次の文を挙げ、三業義を概観してみよう。

「蓋し執者の意に謂く。聞信して無疑といふは。唯是法をき、わけ

肯ふ分齋にて。未だ能歸の心に至らず。機の趣入に非ず。

聞て信ずる上に。更にその教の如くに能歸の心を起し。

度我の願を立てたるを機の趣入とす。

この一念の願心にて往生治定する上は。決定歡喜するなり。

(… 信樂は趣入を成ぜず)

(… 機辺制立の欲生趣入)

(… 欲生信樂前後各別)

意業に立願するのみにてもたすかるべけれども。成るべき身は
三業具足して祈請すれば。益々たしかなるべし。

(… 本意は三業帰命)

唯願力不思議を信じて。往生一定と云は。

機の趣人も無くして。何をちからとして往生一定と信ぜんや。」

(『横超直道金剛鑄』洗心書房復刻本 一八四頁 カッコ筆者)

この文より、三業派の主張とは、以下の内容であると窺える。

1、他力の信樂と無帰命安心の混同

三業派の主張(『帰命弁』)の主張は、当時の異義(無帰命安心)の、批判より成ったものと云う。

「辨主所對の異解者。愚癡妄執して。信樂の正義を得ず。猥に行者能歸の樂欲を呵弃し。無念無想にして後
至極すと。計する(無帰命安心)が故に。辨主之が爲。特に欲生を掲げ、^{くさひ}概を以て概を抜の術をなす。唯是れ
一時邪を矯るの過説のみ。」(『金剛鑄』一三頁 カッコ筆者)

その異義に対する批判(三業派の主張)の内容とは、上の引文で見ると、次のように理解される。

「聞信して無疑といふは。唯是法をき、わけ肯ふ分齋にて。未だ能歸の心に至らず。機の趣入に非ず。」(同上)

聞信・無疑を、無歸命安心の類と同一に扱い、これだけでは未だ力足らず、機の趣入とならないと云う。故により確かな欲生歸命を主張するに至るのである。

「唯願力不思議を信じて。往生一定と云は。機の趣入も無くして。何をちからとして往生一定と信ぜんや。」

(同上)

正義から云えば、機の趣入以前の聞信とは、信前の不如実の聞信である。この不如実の聞信を、無疑と云っていることから、他力の信樂と、無歸命安心の自力の信が、混同されていることが分かる。そもそも無歸命安心の批判からして、間違っているのが三業派なのである。

2、欲生信樂前後各別の義

「能歸の心を起し。度我の願を立てたる機の趣入とす。」(同上)

「一念の願心にて往生治定する上は。決定歡喜するなり」(同上)

初起の度我の欲生の結果、往生治定し決定歡喜するのである。即ち初起一念は欲生で、その上の決定歡喜の信樂

は相續心であつて、前後各々別である。

3、三業帰命

「意業に立願するのみにてもたすかるべけれども。成るべき身は三業具足して祈請すれば。益々たしかなるべし。」

(同上)

『金剛鉢』では三業派の二大過を、欲生帰命と三業帰命の二義と定め、前者は上巻で、後者は中・下巻で批判される。今述べた、1、2は欲生帰命の内容であり、3は三業帰命に当たる。而して、根本は欲生帰命にあるとされる。⁽³⁾

欲生帰命に就く1、2の中で、1の〈他力の信樂と無帰命安心の混同〉は、欲生帰命義の起る本であり、正しく欲生帰命の義は、2の〈欲生信樂前後各別〉の義である。故に本論は先ずこの2の義を明確にし、1の義に就いては後に論ずる。

○四詰

欲生帰命義を批判している、『金剛鉢』上巻の内容とは、凡そ〈四詰を設く〉〈文理を斥す〉〈過失十條を録す〉の三である。以下に科段を略示する。

一に欲生正因

試に四詰を設く

-
- 一に詰す信樂中には欲願の義なし（七過）
二に詰す信樂中欲願の義隱微
三に詰す信樂欲生相即（六失）
四に詰す信樂欲生義別（六失）
一に一心分布の失
二に一念未信の失
三に異物相統の失
四に信樂虚設の失
五に自力趣求の失
六に法を借りて過ちを掩う失
- 欲生一心の文理を斥す
過失十条を録す

この中で、最初に欲生歸命に痛破を加える、（試に四詰を設く）の部分（⁴）が重要であると考えられる（故に科段は四詰の部分（⁴）を詳しく示してある）。よって先ず、この四詰の内容を整理してみよう。

■第一詰 「信樂一心を捨てて欲生を選択するは。信樂中には欲願の義なきが故とやせん。」（『金剛鉾』 一二頁）

「十劫祕事の如きは。信ありて歸命願生心なしと云。」（同 三〇頁）

「疑はざるは。たゞ信知の分齊にて。未だ機の趣入を具せず。此を以て足れりと爲る者は。十劫祕事の同類なり。必ず願生歸命して。方に趣入を成ずと謂ふ。」（同 二四頁）

■第二詰 「信樂中欲願の義を具すといへども。隱微なるが故に。別に欲生を取るとやせん。」（同 二二―二三頁）

「欲願隱微なるを惡みて。別に顯著を力むるもの。自力に非ずして何ぞや。疑・蓋・無・雜の信相を脱し去て。孤露の欲願のみ。疑惑に非ずして何ぞや。」（同 四〇頁）

■第三詰 「信樂欲生相即の故に。隨て一を取るとやせん。」(同 二三頁)

「五に自義相違を成ず。執者の本計は。欲生に非ずよりは。行者の趣入の門成ぜずと云。然に今佗に窮逐せられて。隨一具三を以て罪を遁れんとす。」(同 四二―四三頁)

以上略出した内容を窺うと、第一詰は主に、無歸命安心への理解の誤りの指摘である。先の1(他力の信樂と無歸命安心の混同)に対応する。第二詰は、その「(信樂と別なる)孤露の欲願」と云う『金剛錍』の結論から云えば、第四詰の中の一心分布の失(後述)に摂してよいと考えられる。第三詰は、執者の遁計にして本義ではない。而して先に〈欲生信樂前後各別の義〉として述べた義は、正しく次の第四詰に論じられる。

■第四詰 「信樂欲生は義別の故に。別して欲生を取るとやせん。」(同 二三頁)

「四に若し信樂欲生。義別の故に。特に欲生を取といはゞ。更に問。其義云何。

佗の答に云。三心體融ずといへども。機受先後義別あり。一念發起は欲生心なり。度我の願を立が故に。決定恒時の信相は信樂なり。往生必定と信喜するが故に。義別先後ありと雖も。法體本と融ず。」(同 四四頁)

○欲生信樂前後各別の義の詳細および批判

以下順次に、第四詰の下に掲げられた六失の中から、一―五失の文を略出して、⁽⁵⁾〈欲生信樂前後各別の義〉の詳細を確認していこう。

1、欲生・信樂は前後して各別の心である

(一) 一心分布の失

「執者は此中に就て。欲生と信樂とを別開して。前後に分布す。若余は合三爲二なるべし。何ぞ一心一念と名んや。」(『金剛錍』四四頁)

三即一の宗義を知る我々より見れば、既に欲生と信樂を、前後して各別と主張する時点で、珍妙なる義と云う他ない。欲生が初一念にあり、信樂は次後(二念以後)の相統とすることは、次に文に見える。

(二) 一念未信の失

「執者は信前の欲生を以て一念發起とす。」(同 四四頁)

(三) 異物相統の失

「執者。未信の欲生を開發の一念とし。決定の信樂は次後相續とす。」(同 四五頁)

この故に三業義では、初後等流相續が成立しないことになる。

この〈欲生信樂前後各別の義〉については、杉紫朗和上も次の如く述べられている。

「それでかく信じたならばたのみ、たのんだならば、そこに我往生は決定すると云ふ、段取りになる、それ

で其結果はたのむ（欲生）と信（信樂）とは嚴密な意味では分たねばならぬこととなり、最初の信より後の決定往生の決信までは數階を重ねることとなり、其中核たるたのむが正しく正因であつて信はそうではないこと、なる、此點を『金剛鉈』中には、今其の計を詳にするに歸命の一念、前後次第に五階あり……」

（杉紫朗和上 『龍谷大學論叢 第二六三號 三業惑亂研究號』「横超直道金剛鉈に顯れたる大瀛の所說」
一六三―一六四頁 カッコ筆者）

では三業義で云う、別々なる欲生と信樂の關係はいかなるものであろうか。

2、欲生・信樂は能成所成の關係にある

これまでの文から見ると、欲生歸命によつて往生決定し、その上に他力の信樂相續があるというのであるから、欲生・信樂は、能成・所成の關係にあると見るべきである。即ち、端的に云つて三業派は、『能く欲生することによつて、相續の他力の信樂が成ずる』と計しているのである。

このことをもう少し明らかにする為に、杉和上の文に指摘があつた、「歸命の一念前後次第に五階」の文を見てみよう。

「異執者は。タノム一念は他力信心なることを知らず。機邊努力の發願を以て。タノム一念と推し立て。これを標的に往生一定と決信せんとす。……歸命一念。前後次第に五階あり。初に聞法信知。二に歸命加行。次に歸命正位。次に如來攝取。五に決信歡喜。」（『金剛鉈』 二三五―二三六頁）

ここに、帰命加行（欲生）を経て、決信歡喜となる次第が示されている。また、これと同様な内容が『真宗安心十論』（大瀧和上）には三位に略して釈してあるが、この文には、（正しく帰命するに至って、如実の信となる）と明確に表れている。

「欲生歸命家の説に、信を分別するに三位あり。……一に信の始とは法を聞て、げにもとおもふも信なり。然れども未だ歸命の信に至らず。……二に信の中とは信じたる上にて、正しく歸命するなり。……初の信も此位に至て如實の信となる。……三に信の終とは歸命の後には、往定一定と決信し相續する。……信は三位に通ずれども、往生の因と定るは信の正中の歸命なり。例せば俱舍論に業道を辨ずるに、加行根本後起を分つが如し。」

（新編真宗全書 教義編二〇『真宗安心十論』二〇七―二〇八頁）

3、信樂以前の欲生は自力である

斯くの如く、若し往生決定の上の、信樂が正しき他力の決信歡喜ならば、これを成ずる欲生は、他力決信の前なるが故に、自力となる他ない。即ち三業義とは、『他力の信心の他に、機迎より欲生を構えて趣入となす』という義なのである。ここに至つていよいよ明瞭に、欲生帰命は自力の異安心なることが知られる。

（四）信樂虚設の失

「未・信・疑・位・の・欲・生・一・念・を。彌陀攝取の因と許し。信樂は攝後恒時の心相と推却す。」(『金剛鉾』 四五頁)

(五) 自力趣求の失

「信樂をしりぞけ黜て。先ず度・我・の・願・を立るを要とする者。機・中・本・有・の・虚・假・。自・力・心・行・なれば。佗力眞宗に於て。これを大失とす。」(同 四六頁)

更に、機辺結構の欲生を指摘する『金剛鉾』の文を挙げると、

「今たのむ一念をもて機・邊・結・構・の・欲・生・一・心・と・し。是を南無の義とし。是の如く願救すれば。佛即たすけ給ふ。是を阿彌陀佛の義とするものは。全く是れ四字名號の見にして。佗(他流)の奴隸となるものに非ずや。この疑・惑・位・の・願・心・を以て。眞宗一念歸命の信心に充てば。深く佗力の宗意を害せざらんや。」

(同 二二―二二頁 カッコ筆者)

以上で三業義とは、ただ欲生を強調する程度の義ではなく、(欲生と信樂は前後各別)であり、(自力の欲生を以て、他力の信樂を成ずる)と主張する、明瞭なる異安心であることが分かると思う。

○三業派の自力の欲生の心相

次に、その三業派の欲生の自力の有様とは、どのようなものかを見てみよう。四詰の次に、三業義を仮に救つて謂く。

「欲生一心。文あり。理あり。

… 理とは何ぞや。

佛已に大悲回向心を以て衆生に向ひたまふ。衆生何ぞ欲生

心を以て向はざるべきや。既に欲生せよと勅命したまふ。何ぞ欲生せざらんや。」（『金剛鐺』 四七頁）

大瀛和上、この理を破斥して謂く。

「此の理倒せり。佛は能救能施。衆生は所救所施。一は有力一は無力なり。

故に佛は願力回向を以て衆生に向べし。衆生は唯、彼の願力に信託すべきのみ。何ぞ自らの願力を負て佛に

向べきや。故に佛欲生心を以て。向たまへども。衆生も必ず欲生心を以て向べしと云の理なし。佗力の義成ぜ

ざるが故に。」（『金剛鐺』 五〇～五一頁）

即ち、三業派は、仏の願心に対して、凡夫も同様な心をもつて応ずることが帰命と考えているのである。正義の領解と、三業派の理解の違いは次のように考えることができる。

正義は、仏の助ける（能救）に対して、私はこれを如実に聞いて、助かる（所救）と安心するのである。即ち、助ける法に対して、機は助かると相応する。

これに対して三業派の理解では、仏の衆生（私）を助ける（仏欲生）に対して、私も助からん（欲生帰命）と計らう。これは言い換えれば、衆生の側も、衆生（自己）を助けんとする心である。即ち、仏の助けるに対して、衆生も同様に（自己を）助けると計らい、生仏が相応せんとするのである。このことは後に出す、『帰命弁』の「啐啄同時」の譬喩と望め合わせれば、更によく理解できると思う。

- ・正義 … 仏は助ける・私は助かる
- ・三業義 … 仏は助ける・私も助ける（自らを助ける）

三、『願生歸命弁』の文の中に三業義を求める

次に、先に論じた『金剛鉈』で批判されている義が、大瀛和上の創造や独断ではなく、実際に『歸命弁』中に存することを確認しよう。⁽⁶⁾

1、三信即一の欲生

先ずは、三信即一を欲生とする文

「今吾宗に傳る彌陀をたのむといふことは、本願の三信を統括して近く六字の名號なる事を示し、三・信・即・一・の・欲・生・の・一・心・開發をあらはしたまふすがたと見えたり。」（爲法館 明治四年刊行本『願生歸命辨』 一頁）

2、欲生趣入と信樂欲生前後各別

次に文は、異解者（無歸命安心）が、信樂をのみを勧め、趣入の欲生を否定することを、述べているが、

「爰に近來一類の異解者ありて願生歸命の三業をきらひ。偏にあゝとおもふ開解を教とせり。 …… 今異解者のあゝと信するばかりと云は決定恒時の信相にして、一念發起の歸命願生にはあらず。かれが如きは欲生を捨て直に信樂を勸めんとなり。」(同 六―七頁)

この文より、

- ・ 無歸命安心の者の信樂は、同時に相続の決定恒時の信相であること
- ・ 相続の信樂だけでは不可で、信樂の上に欲生歸命せねばならないこと
- ・ これより即ち、無歸命安心の者の信樂に欲生歸命が加われば、真実の相続の信樂となること

という義が、読み取れる。即ち先に引いた信の三位の如く、信に欲生歸命以前(信の始め)と、欲生歸命を経た後(信の終)を区別しているのである。

次も文は、信樂(たのみ)と欲生歸命(たのむ)と区別して解説している文である。

「問、有人は彌陀をたのみ一念を、たのみにすると一混して、そのたのみにすると云義をとれり ……
答、… 彼が偏にたのみにすると解することの非なるなり …… 願生歸命を佛に向ひてのべあらはす初發の一念はたのみにするといふのみにあらず、これ願求してたすけたまへとたのみたてまつることなり。 …… 歸命するを直にたのみにするとはかり云て、御たすけ候へとたのむことを廢するは決して非なり。つねに藥を

たのむと、初て醫師をたのむとの例にてしるべし。」(同 三四頁)

先の文と対照してみれば、次のようになる。

・たのみ	…	たのみにする	…	願生帰命の一念に非ず	…	つねにたのむ	…	恒時相続の信樂
・たのむ	…	たのみたてまつる	…	願生帰命の一念	…	初めてたのむ	…	一念発起の帰命願生

この文からは、次のことが知られる。

・信樂(たのみ)と欲生(たのむ)が明確に区別されていること

・先の文と同様に、信樂(たのみ)の上に欲生帰命(たのむ)をしなければならないこと

3、欲生帰命は自力

■ たのむを請求となす文

「たのむといはばとて頼、憑、侍、怙等の字を以て解すべからず。その頼字はたのみにする事なり。…其たすけたまへとたのむすがたは、大集經日藏分に急に佛の救護を請ことを南無南無すと説き…」(同 二頁)

■趣入は機辺よりの応答となす文

「よくおもへ、此歸命は阿彌陀佛に對する歸命にして佛の勅命よりおこれり、故に高祖欲生心を釋して本願招喚の勅命とのたまふ、たとへばさきへゆく人をあとよりよぶに前の人首を回して答るを呼と名るも應ふと名るもその體は一なるがごとし」(同 一六―一七頁)

この応答が自力であることは、次に挙げる譬喩(啐啄同時)を見れば、より明らかとなる。

○『願生歸命弁』の二譬喩

『歸命弁』には、自らの義を二種の譬喩(発燭の比喩、鶏卵の比喩)で示してある。

■発燭の比喩

「十方衆生これ薪の如く、その法は阿彌陀佛これ火の如く、南無は彼此投合せしむ。これ發燭(本國これをつげぎといふ京都の邊に硫黄木といふ)の如し … その火の離れざる相續決定は阿彌陀佛攝取不捨の徳にたとふ」

この文から、欲生（硫黄）によって、決定の信樂（火の離れざる相統決定）を成ずる。機のそのまま（薪）では法の火が点かず、欲生帰命（硫黄）を用いるという義が読み取れる。続いて、

「又其發燭と名る物も火を發するは硫黄の功なれども、硫黄ばかりにてはその便りよからざるゆへ薄木片頭に鎔染して發燭と名く。 …… 硫黄は意業の如く、木片は身口業の如し」（同 一〇頁）

三業をもつてすればいよいよ便りあり（よく燃える）と云う。これは三業具足の欲生帰命を主張するものである。

・硫黄

… 欲生帰命

・木片

… 三業帰命

・火発する

… 欲生帰命による

・火の相統

… 相統決定の信樂

■ 鶏卵の比喻

「喩ば啐啄同時の如し。鶏その卵を抱くに由て、小鶏卵殻の中にありて欲出の心生じ嘴を以て吮る。母鶏その時をまちえて出さんことをおもひ、外より嘴を以て殻を嚙む。 …… その母鶏よりみればこれを抱きあた、めしより、欲出の心を生ぜしめて殻を出づ。雛よりは欲出の心生じ嘴を動て出るとおもふとも、そのもとは皆母鶏の力なり。」（同 四〇頁）

他力より欲生帰命の心（欲出の心）を生じ、欲生帰命する（嘴をもつて吮る）と云う。一往他力とは云うが、仏辺の法に対して、機辺より帰命の心を別立して請求すると云う義である。ここに請求の欲生、応答の欲生というべき義が読み取れる。仏力に催されると雖も、機中より別に起す心ならば、機中本有の虚仮の心と云う他ない。そも、この啐啄同時の譬喩は禪宗の用いられる譬喩である。⁽⁷⁾

四、他力の信樂と無帰命安心の混同

以上で見えてきたように、三業派の欲生帰命の義とは、（欲生帰命によつて決信相統の信樂を成ずる）と云う義である。しかし、三業派の問題点はこれのみではない。三業派は、正義の他力信心と、無帰命安心の信心とを混同するのである。この誤った理解の上に出てきたのが、欲生帰命義である。故に、三業派は二重に誤っていると云える。

これに就いての『金剛錍』の批判。

「五に邪正を辨ぜざる失。謂く。十劫邪義（無帰命安心）の如きは。是れ聞信不具足の人。即ち不了佛智。疑惑不信底の機なり。豈に本願信樂の名を假すべき者ならんや。然に執者は。彼等も亦信なりとて。本願不思議を信する者に例同して難をなす。此れ豈に邪正を混同する者に非ずや。」（『金剛錍』二九頁 カッコ筆者）

また、へただ聞信するばかりで足らず、欲生を以て始めて信心を成ずと云う。他力の入る前の信心も、後の信樂も一連に見るところが、執者の病の根本である。⁽⁸⁾即ち、信前信後をも混同するのである。正義から云えば、無帰命安心には他力の信樂がなく、（ただ聞信するばかり）とは信前自力の信であり、他力の信樂とは全く別物である。

「この他力大信をえざる以還は。一切の信相みな疑に屬す。是れ猶、信罪福の分齊にして、願力大思議を信ぜざる故に。」(同 一〇九頁)

三業派は、信疑の区別がつかず、信前信後の区別がついていない。率直に言つて、三業の異解者は、他力の信心を理解していないのである。故に、他力の信心を理解していないという点では、欲生歸命の異解者も無歸命安心の者と全くの同類と云える。

「彼等ばかりか有人の聞信をおしのけて、別に機の趣入を構へらるゝも。やはり十劫者同類の不信黨なり。」

(同 三四二頁)

以上の事を理解すれば、最初に挙げた、梅原和上の所論の如く、(信樂を主とすれば、觀念的となり(無歸命安心となり)、欲生を強調しすぎると律法化になる)と云うような理解では、正意安心を明らかにすることはできないことが分かると思ふ。

梅原和上は、『歸命弁』は、異解者の信樂の觀念化に対すると云われるが、この信樂は正義の信樂とは全く関係ない。一分も混同してはならないのである。欲生を強調して觀念化を正したとするも、既に述べた如く、三業派の欲生歸命は自力の欲生である。(無歸命の者に、信相を示した)と云うも、間違つた信相を示したのである。これらの信樂・欲生は、いずれも自力心であり、もし双方の調和を求めたとしても、正意安心は決して明らかにはならない。大瀛和上も、

「辨主之が爲。特に欲生を掲げ。概を以て概を抜の術をなす。」(同 一三頁)

といわれている。無婦命安心も、欲生婦命も、畢竟するに共に不用なる自力の楔である。

五、安心のけじめ

無婦命安心と三業婦命の双方を的確に批判し、正意安心を明らかにせんとするならば、信前・信後、信・疑の區別をつけることである。誤った自力の信心に対し、正しき他力の信心を明らかにすることである。即ち安心のけじめを立てることである。

安心のけじめは、疑心に対比して、他力の信樂そのものの心相と、その構造を明らかにすることよつてこそ成立する。

○心相に就く

信樂と自力心の心相は、今『金剛錍』の説明を以て示せば、次の如くである。^⑩

「二には信心願心の相違。宗義は信樂一念なり。是れ決定歡喜の心相なり。執者は欲願一念と立つ。ただ攀緣祈願の心相にして未決定位なり。」(『金剛錍』 一二二頁)

また、『金剛錍』の他処に、三業派に見られる、一念覺知の異義を破して謂く。

「眞宗の肝要。たゞこのタノム一念なる故に。若し之れ無き者は眞宗の徒に非ず。然と雖もこれに就いて記憶不記憶を論することは。無理無文無益。…その正不を督んと欲せば。宜く現前の心相云何と問べし。如何ぞその過去に就て。記憶不記憶を論するの理あらん。…

執者は歸命を僻解して。自力所作の祈願とおもふ。故に一度とり行ふを以て一念とす。自力の一念は水に畫くが如くなれば。往生の大事望めて極て不安心なり。故に勉て記憶を責む。…

佗力信心決定の初念 … 此の一念臨終まで通て … いのちをかぎり、常に自ら現前して。少も改むことなし。 … 故にいくたびもただ現前の信相に就て。如實不如實^なを督すのみ。」(同 二〇一―二〇三頁)

即ち要するに、「その正不を督んと欲せば。宜しく現前の心相云何と問うべし。」と云われ、その信と疑(自力)の心相とは、決定歎喜と不定不安の心相と示されるのである。

・信心 … 決定歎喜
・疑心 … 不定不安

○構造に就く

次に信心の構造とは、衆生の側で起した自力虚妄の心(掴む＝自力確信)に対比して、他力眞実の信心の構造(＝掴まない)である。稻城選恵和上はこの自力確信の義を示されて、より自力と他力のけじめが明らかにされた。⁽¹⁾

今、『金剛鉤』の中にも、この義を求めてみると。

「たとひ三業祈願の後に。決信歡喜すとも。己が妄心を按じて金剛心と謂ふて。これを憑で往生一定と固執する故に。自力を盡く捨て他力に全く託したる大信には非ず。」（『金剛鉤』一九三―一九四頁）

「是を以て彼の徒多くは初歸の堅固ならざるを憂て。數々更ため歸命を行ふ。たとひ決定し疑はざるも。唯是れ自力の固執。改邪鈔に斥する如し」（同 二三八頁）

凡夫の側で起した確信（固執＝摑む）は、どこまでも堅固ならずして不定である。名号を如実に聞きて疑心が無くなった（摑まない）ところが、真実の決定安堵心である。

以上の述べた如くに、自力心と他力信心のけじめを明らかにすれば、縦え『他力より催された欲生なるが故に、他力の欲生』と通れるも、その欲生が、自ら摑むものであり、不定怖求であり、そこに変わらない（決定）欲び（安堵）がなければ、自力心であることが明白となるのである。

結び

以上、三業義は明らかに宗義に違ひ、異安心なることを論じた。三業義への批判の要点は、

- 1 信樂・欲生前後各別で決して三即一たりえないこと
- 2 他力の信樂以前の趣入の欲生は、どういいのがれても自力なること

である。やはり、三業義は一分も理を認められるような義ではなく、断固破せられるべき異義なのである（終）。

註

※引用文の傍点と傍線は筆者による。カタカナ表記はひらがなに変更。必要な時は句読点濁点等も適宜付加した。又、入力機の制限により、一部の旧漢字は新字体に変更した。漢文は原文の返り点に従って筆者が書き下した。

(1) 梅原和上の論文には〈信相を廢捨し、無念に墮す異義〉といわれている。『金剛鉋』や『帰命弁』には「十劫秘事」等の言もみえる。他にも無帰命安心、疑心往生等の異義があるが、これらは皆、〈信心無くしても往生を得る〉と云う部分で、その内容が一致している。この意味で本論では、特に断わりなく、これらを一括して『無帰命安心』の言で扱っている。

この無帰命安心の異義を、私に分析してみるに、要するにこれは概念解領である。〈弥陀は十劫前に成仏されたのだから、信心が無くとも既に救われている〉とか、〈弥陀は衆生を皆平等に無条件に救うから、疑っても救われている〉等と、概念的に考えているだけである。概念的に自ら安心せんとする故に、自力心なのである。思想で人は救われない。真実（現前仏勅）に對面して救われるのである。

(2) 「云何が二大過なる。一に欲生正因。二に三業歸命。」（『金剛鉋』 一二頁）。

(3) 「云きより既に欲生一心の非を辨ずれば。其根は抜けたり。」（同 一四四頁）

(4) 杉和上は『金剛鉋』の内容を以下のようにまとめられている。

「四 欲生正因に對する所説『金剛鉋』上卷はこれが爲に費されてある、先づ大體に欲生一心の謬りであることを論じ、次に信樂を捨て、欲生を取るに四詰を以て痛破してある …… 次に欲生一心の文と理とを會通し、後に執者に就て過失十條が列ねてある」（『龍谷大學論叢第二六三號 三業惑亂研究號』「横超直道金剛鉋に顯れたる大瀛の所説」一六六頁）

(5) 第六失（法を借りて過を掩ふ失）は通計であつて、三業義の本義ではない。よつて本論では取り上げなかつた。

(6) 大瀛和上は、一往は能化（功存和上）のことを慮つておられるが、正しく所破となる義は功存師の『願生帰命弁』

中に存する。このことを確認するために、以下に『金剛鐺』に示された、功存和上の功と失を示す箇所を摘出する。
・弁主高德にして、邪を矯めるに功あり

「一師の辨之が爲に作ると云。然る則ち弊を救し邪を矯む。當時に於て何ぞ功なしとせん。」(『金剛鐺』一〇頁)

「辨主の高德なる。何ぞ其得失を知らん。…報土眞因信樂爲正…辨主の正意も亦此に在り。」(同 一二頁)
・然れども『弁』は大過をなす。

「當時の邪徒。歸命を廢棄する者。歪の甚きなり。彼に對して此を辨ずる者。蓋し亦過ぎたり。」(同 一〇～一一頁)
「舊人の歸命一念を辨ずるは。邪說に對する故に。故に大過をなす。」(同 一二頁)
また、『金剛鐺』が『歸命弁』に對することは、杉和上も次の如く示されてある。

「金剛鐺」は主として新義派主張の根本書なる『願生歸命辨』に對し『論衡編』は正しく其當時の新義派たる智洞等の所說に對したものであり、『眞宗十論』は其中間にあるものである(『横超直道金剛鐺に顯れたる大瀧の所說』一五九頁)

(7) この啐啄同時の譬喩は、『碧巖錄』の第十六則に出る。その意味は、(今正に悟りを得ようとしている弟子に、師匠がすかさず教示を与えて悟りの境地に導くこと)である。

この如くに、三業義は、生仏相依つて趣入を得ると云うのであるから、他力と云うも、西山派の他力に近いと云うべきである。大瀧和上も以下の如く批判しておられる。

「この能歸の願なければ、弘願へは入こまれぬ故に、機からと佛からと持ち合て願行具足すと云が西山の意なり。…深草流などには、三業歸命と云ことをも立たり。近來の異計欲生歸命三業歸命など立る輩ら教相は、彼此の別もあれどもその安心は全く西山に同ふして、今家相承の旨に背けり。」(新編眞宗全書 教義編二〇『眞宗安心十論』一九五頁)

(8) そもそも、仮に欲生歸命の心が他力だとしても、自力の信に何かを加えて、他力の信になると云う領解が間違っている。増してや、欲生歸命は自力であるから、三業派は、(自力心+自力心=他力信心)と考えていることになる。

(9) 「蓮師は相の顯著なるをとり愚鈍下機にちかく示したまふゆへに欲生歸命の一心にたたみいれてをしへたまへり」(『歸命辨』一九頁)

(10) 安心の心相に就いて、先哲の教示もいくつか挙げておこう。

「其往生定まりた相とは即ち寶章に信心定まりぬれば淨土の往生は疑ひなく思て喜ぶ心なりと…是が規矩なり」

(善讓和上法話 福田行忍師續錄 『安心法語聞書』 九頁)

「信とは佛攝取の勅命に向つて：好・ま・し・く・疑・の・は・れ・た・る・心・な・り。」(佐々木鉄城和上 『宗義要論』 四一頁)
「(信樂の字訓は) 佛智に一任し、之に安・住・せ・る・決・定・の・心・相・を・い・ふ・の・で・あ・る。」即ち法體に對する信・じ・振・り・を・表・は・す
ものはこの信樂であり、信樂をもつて機受を定むるのである。」(大江淳誠和上 『教行信証大系』 七七頁 カッコ
筆者)

(11) 自力心の性質については、稻城選恵和上の『真宗安心の根本的問題』等の著作を参照。